

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和七年九月十八日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例

(岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

(岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

(岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 岐阜県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和七年岐阜県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第三十三条の十各号」を「第三十三条の十第一項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提 案 説 明

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定の整理を行うため、この条

例を定めようとする。